

和歌山市教育機関支援等寄附金

ふるさと納税によるご寄附のご案内

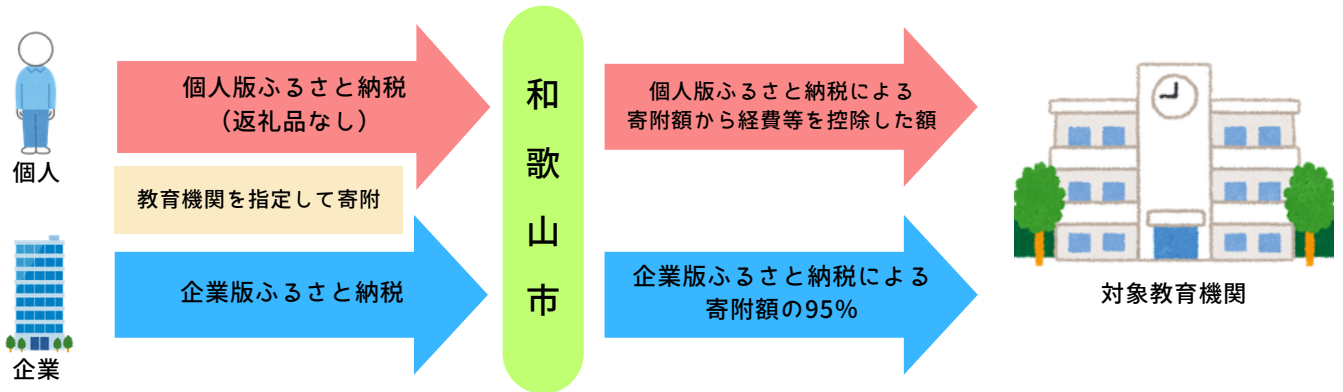
地域活性化に取り組む市内教育機関を支援します

1 概要

和歌山市と協定を締結し、地域交流等を通じて地域活性化に取り組む市内教育機関を支援するため、ふるさと納税によるご寄附を募集します。

支援したい教育機関を指定してご寄附いただくと、次年度以降に必要な経費を控除して、各教育機関が実施する対象事業の経費に対する補助金として交付されます。

なお、企業版ふるさと納税による寄附金の5%は、和歌山市の教育関連事業に要する経費の財源に充てさせていただきます。 ※ご寄附の流れは裏面をご覧ください。



2 対象事業（予定）

- 地域交流等を通じた地域活性化に資する事業
 - 教育環境の充実に関する事業
 - 文化及びスポーツの振興に資する事業
 - 地域課題の解決に資する事業
- など

3 対象教育機関



問い合わせ先

和歌山市 市長公室 企画政策部 シティプロモーション課

電話番号：073-435-1013

E-mail(代表): citypro@city.wakayama.lg.jp

個人版ふるさと納税について

ご寄附の流れ

楽天ふるさと納税の本市ページから、
必要事項をご入力いただきお申込みください。

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/shisei/1009206/1066205.html>



こちらは、和歌山市の地域活性化に取り組む教育機関を支援する返礼品なしのふるさと納税です。

- お礼の品はございません。
- 寄附申込みのキャンセル、変更はできません。あらかじめご了承ください。
- 1口1,000円からですが、年間合計附額が2,000円以下の場合には寄附金控除を受けることができませんのでご注意ください。
- 応援したい教育機関等を指定してご寄附いただきます。
- いただいた寄附金は、和歌山市の「和歌山市教育機関支援等基金」に積み立てられ、次年度以降、各教育機関等が実施する対象事業の経費に対する補助金として交付されます。
- 寄附金の一部は事務経費に充てさせていただきます。



企業版ふるさと納税について

「企業版ふるさと納税」は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、税額控除（寄附額の最大6割）により、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで軽減されます。



例 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

①法人住民税

寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)

②法人税

法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)

③法人事業税

寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

※税額控除の手続(申告)や算出に関しては税理士や所管する税務署へご相談ください。

制度活用にあたっての留意事項

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。
例：×寄附の見返りとして補助金を受け取る。
×寄附を行うことを入札参加要件とする。
×寄附活用事業により整備された施設を専断的に利用する。
※地方公共団体の広報誌やホームページ等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た上での地方公共団体との契約などは問題ありません。
- 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。
この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。
例：A県B市に本社が所在⇒A県とB市への寄附は制度の対象外

ご寄附の流れ

1. 本市の「和歌山市教育機関支援等寄附金」のページから、寄附申出書に必要事項を記入の上、下記メールアドレス宛お送りください。
2. 確認・審査の後、担当者より納付方法をお伝えします。
3. ご納付確認後、市より受領証を送付します。

和歌山市HPの寄附金ページへ→

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/shisei/1009206/1066205.html>

